

美しいまちをめざして

ポイ捨て・犬のふんの放置防止にご協力を

市では、清潔で美しいまちをつくり、市民の快適な生活環境を確保することを目的に、「ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」を定め、平成二十年一月一日から施行しています。

この条例は、市全域でポイ捨てによるごみの散乱および犬のふんの放置を禁止するもので、市、市民のみならず、事業者、飼い主の責務のほか、違反者に対する過料を規定しています。

しかし、過料を盛り込んだ条例を制定しただけでは、ポイ捨てや犬のふんの放置がなくなるものではありません。快適な生活環境を保つためには、一人ひとりが条例の趣旨を理解し、マナーとルールを守っていただくことが重要です。

ポイ捨てはやめましょう

ポイ捨ては、まちの景観を損なうだけでなく、環境を不衛生にし、さらにたばこのポイ捨ては火災の原因になることもあります。

外出時のごみは持ち帰り、適正に処理してください。



屋外での喫煙は、設置された吸い殻入れを利用するか、携帯用の吸い殻入れを使用するなどして、吸い殻の後始末を確実に行ってください。

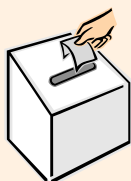
飼い犬のふんは飼い主が後始末を

犬のふんをそのまま放置しておく、不衛生なうえに、他人に迷惑をかけたり、不快な思いをさせたりします。

犬を散歩させるときは、次のことを守ってください。

期日前投票所のお知らせ

今回の選挙から、期日前投票所は社庁舎1箇所となります。問い合わせ
選挙管理委員会（社庁舎）
☎43-0399



☎48・3528
（滝野庁舎）

過料
ポイ捨てをしたり、犬のふんを放置した場合は、二万円以下の過料が科せられます。
問い合わせ
市民生活部生活課
（滝野庁舎）

飼い犬を綱や鎖などでつなぎ制御できるように心がけてください。
飼い犬のふんを処理するための用具を携行してください。
所や他人の土地、建物などを汚したときは、飼い主は直ちに適正に処理してください。

心に残る風景を選ぶ

かとう風景二〇選を募集中

加東市で特に美しい景色や心に残る景色をみなさまから募集し、二〇の風景を選定します。選定された風景は市のPRなどに活用します。

募集は、年間を通じて行っており、今回は、夏（概ね六月〜八月）と秋（概ね九月〜十一月）の風景を募集します。

【募集内容】

応募資格
住所や年齢に制限はありません。また、複数のご応募も可能です。

募集内容

夏と秋の風景を写真（デジタルカメラの場合は、八百万画素以上）に撮ってご応募ください。

応募期日

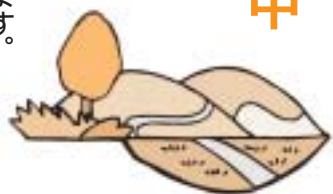
十二月十日（水）必着

応募方法

写真に写っている場所、応募される方の氏名、住所、電話番号を記入した書類を写真に添付して、企画政策課へ郵送、持参または電子メールにより提出してください。各庁舎窓口センターへ提出することもできます。

提出時の注意事項

郵送などの場合
写真は、L版プリントまたは



JPEG形式（二百万画素程度に圧縮）で保存された記録媒体とします。
電子メールの場合
件名に風景二〇選と明記のうえ、写真（JPEG形式二百万画素程度に圧縮）を添付して送信してください。

選定方法

選定委員会において審査を行い、平成二十一年三月下旬に決定します。

提出先

加東市企画部企画政策課
〒673 1493
加東市社五〇番地
電子メール
kikaku@city.kato.lg.jp

次回予告

今回は秋と冬の風景を募集します。詳しい募集内容は、広報かとう一月号でお知らせします。

問い合わせ

企画部企画政策課（社庁舎）
☎43・0389